

# 令和8年度補助金交付要項に係る注意事項について

## I 補助対象経費及び補助基準に係る注意事項

### 1 報償費について

招へいしたコーチ（外部指導者）には、謝金として報償費が支給できます。

1日1人あたり原則**23,000**円が上限になります。支給した際には、受領者から受領証（※例 受領証 参照）を受け取ってください。なお、県スポーツ協会で謝金支払い基準を定めておりますので、詳しくはご相談ください。

また、報償費は所得と見なされるため、源泉徴収をする必要があります。競技団体が源泉徴収義務者である場合は、競技団体が源泉徴収し被受給者に報償費を支給します。その他の競技団体では、被受給者に確定申告を促していただきます。

### 2 旅費について

#### ①交通費

(ア) 交通費については、原則、所属が起点となります。（在家庭者は、自宅から）

(イ) 原則として、公共交通機関利用の旅費になります。その場合は、経路が分かる資料（Yahoo!や駅すぱーなどの検索サイト資料）を報告書と一緒に提出してください。それ以外の場合は移動する市町村間で定額の旅費を支給できます。その基準は、【別表2】を参照し、住所の記入は市町村までで充分です。それ以外は番地まで記載してください。 **※特急料金は100km以上、自由席のみ対象となる。**

**※航空機使用以外の交通費については、領収書の提出を求めませんが、各競技団体において、交通費受領者に受領サインもしくは押印をいただいでください。**

**航空費については領収書と搭乗証明書が必要となりますので、チケット購入時に旅行会社もしくは航空会社に伝えてください。**

(ウ) スタッフ会議については、交通費のみの支給となります。**県スポーツ協会主催会議（ヒアリング含む）等の派遣費については指導者育成費から支出してください。**

#### ②宿泊費

宿泊費の上限は、1泊2食税込みで**13,400**円が上限になります。なお、単価や宿泊人数が不明な領収書の場合は、内訳が分かる資料を提出してください。

### 3 需用費について

#### ①消耗品費

(ア) 消耗品費とは、単価が税込み**50,000**円未満の物品をいいます。単価が**50,000**円以上の物は補助金で購入できません。支払い総額**50,000**円以上で単価や内訳が不明な領収書の場合は、内訳が分かる資料を提出してください。

(イ) 事業完了後の物品購入は認められません。

(ウ) 振込で業者に支払う場合は、納品書と請求書の写しが必要となります。

※納品書については、事業実施日までのものが補助対象となります。

(エ) 消耗品の支出割合は、原則事業費総額の**30%**以下を目安に購入してください。

※必要がある場合は、事務局にご相談ください。

#### 4 役務費について

本事業の参加者については、できるだけ傷害保険に加入してください。

#### 5 使用料及び賃借料について

バスを借り上げた場合（有料道路利用料も含む）については、「使用料及び賃借料」に計上してください。

領収書には、バスを借り上げた日付を但し書きに記載してください。

## II 補助金交付手続きに係る注意事項

#### 1 事業の申請について

補助金交付の申請は、すべての事業を取りまとめ一括で申請していただきます。

#### 2 事業開始日について

事業の開始日は、補助金交付決定通知書の日付となります。

#### 3 事業内容の変更（中止・廃止）について

事業計画書の提出後に事業内容の変更（中止・廃止）があった場合は、変更手続きを行う前に競技担当者と連絡を取ってください。

#### 4 事業の報告について

県スポーツ協会への報告は、事業終了後30日以内または令和9年3月23日のいずれか早い日までに所定の書類と証拠書類（領収書は原本）を添付し、一括して提出してください。

実績報告書と概算払精算書（会長印が必要※原本提出）については、最後に実施した事業の報告書とともに提出していただきます。

#### 5 事業報告書兼参加者名簿の提出について

一事業につき1枚ずつ作成・提出してください。（No. 1～）

報告書には、すべての参加者名を記入してください。

#### 6 事業実施について

選手またはコーチが、同じ日に違う事業を重複して報告しないようにしてください。

中体連、高体連主催の全国大会等、国スポの本大会及び関東ブロック大会では、県の補助金が支給されているため、計画しないようにしてください。

#### 7 領収書について

支払い金額が、50,000円以上の場合は、原則収入印紙が添付されていることを確認してください。

領収書の宛名は、茨城県〇〇連盟（協会）としてください。なお、原則として、補助金と自主財源を合算したのではなく、領収書を分けてください。